

【必ずお読みください】

ご自身で確認をすることがむずかしいと判断する場合は、ご家族やケアマネジャーなどの支援者にご相談ください。

災害時の「もしも」に備えて

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ

「避難行動要支援者名簿」制度のご案内



「避難行動要支援者名簿」とは

「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（介護が必要な方や障害のある方等の避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿です。

名簿の情報は、同意した方のみ、自主防災防犯組織、自治会、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に提供します。提供された情報は、日頃の見守り活動、防災訓練等、地域での災害に備えたさまざまな取組に活用され、災害発生時の救援・救助に役立っています。

※ただし、必ずしも救援・救助が保証されるものではありません。

「個別計画・支援プラン」とは

「個別計画・支援プラン」とは、避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援者ごとに作成する計画をいい、名簿に登録された情報のほか、緊急連絡先や避難支援者、避難場所など、より詳細な情報が記載されます。

「避難行動要支援者名簿」に登録される方

自宅にお住まいの方で「災害時に自力で避難することが困難」な以下の方が対象です。

※特別養護老人ホーム等の施設に入所している方や長期入院している方は対象になりません。

- ① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方
- ② 療育手帳A1・A2の交付を受けた方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けた方
- ④ 旧「特定疾患治療研究事業」の受給者のうち、重症認定者かそれに相当する方
- ⑤ 要介護認定3以上の認定を受けた方
- ⑥ ①～⑤に該当せず、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要と市長が認める方

避難行動要支援者名簿

【問い合わせ先】奈良市 福祉部 福祉政策課
電話 0742-34-5196 FAX 0742-34-5014
メール fukushiseisaku@city.nara.lg.jp

避難行動要支援者への支援の取組について(流れ)

① 市から意向確認書の送付

避難行動要支援者名簿に載っているあなたの情報を避難支援等関係者に提供して良いか、市からご本人へ意向をうかがうため、意向確認書を送付します。

※避難支援等関係者とは:自主防災防犯組織、自治会、民生委員・児童委員など

② 意向確認書を市に返送

①の意向確認書を受け取った方は、「同意します」「同意しません」のいずれかに✓(チェック)して、市へ返送してください。

※同意する方は、意向確認書に署名および裏面の「個別計画・支援プラン」も記入してください。

③ 名簿や個別計画支援プランの情報を提供

市は、②で同意された方の情報を、お住まいの地域の避難支援等関係者に提供します。

支援者への名簿提供後、地域では以下の取組などが実施されます。

平常時

- 地域での見守り活動や防災訓練の実施
- 住所など、名簿登録内容の更新

災害時

- 避難時の声かけ・誘導
※救助ではありません
- 避難所における安否確認

